

概要

被災者の発症及び死亡は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、平成〇年〇月〇日から石綿ばく露作業が原因による原発性肺がんと認定され治療と休業をしていたところ、平成〇年〇月〇日に、自宅の風呂場の浴槽でうつ伏せの状態で発見され、救急車にて搬送されるも、溺水により死亡が確認された。

審査請求人(以下「請求人」という。)は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に対し遺族補償年金及び葬祭料を請求したが、監督署長は、直接死因である溺水と石綿ばく露作業を原因とする原発性肺がんとの間、因果関係が認められないとして、遺族補償年金及び葬祭料を支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者の死亡原因のことで主治医に面接した時に、直接的には溺水だけでも、間接的にはアスベストによる肺がんが原因であると言われたので、労災請求することにしたものである。

したがって、アスベストによる病状で日常生活において支障をきたしていたにもかかわらず、直接死因が溺水という理由で、このように間接的な部分が認められないとして行った監督署長の不支給処分には不服である。

よって、遺族補償年金と葬祭料の不支給処分の取消を求める。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

被災者の症状について、請求人は「亡くなる前はせき・たんが激しく、食事の時、呼吸が苦しそう。」と述べているが、亡くなるまで自宅での在宅酸素吸入は行っておらず、肺がん治療を行っていた主治医の意見書では「心肺機能、諸検査結果も年齢的に見て、肺機能が特別悪い状態とは思われず、亡くなる前の日常生活も、健常者に比べれば遅いが年相応に自立できる状況。」と診断している。また、死亡診断書作成医師は、顔面まで水没していた発見状況から溺水と診断していることから、被災者の原発性肺がんによる症状の増悪は認められないと言える。

請求人が「10時頃覗いた時は、風呂場で咳き込んでいて、その10分後に覗いた時、湯船に耳まで浸かっているところを発見した。」と述べている。そのことから、入浴中に咳き込んだ際、若しくは何らかの原因で、浴槽の水を誤飲し溺水したと判断するのが妥当であり、原発性肺がんと溺水との因果関係は認められないものである。

4 審査官の判断

(1) 被災者が罹患していた傷病について

被災者は、平成〇年〇月〇日から石綿ばく露作業が原因による「原発性肺がん」と認定され治療と休業をしていたが、平成〇年〇月〇日に溺水により死亡した。

(2) 原発性肺がんの症状について

被災者は、平成〇年〇月〇日から原発性肺がんの治療を〇病院で行っていたが、平成〇年〇月に〇病院に入院し放射線照射治療を行い、一定の治療効果を認めていたが、その後は、定期的にCT撮影をし、経過観察していて、肺がんに対する積極的な治療は中断していた。

平成〇年〇月〇日のCTによる肺がんの所見は、右下葉の腫瘍の再増大、肺門リンパの節の腫大を認めているが、その症状に対する積極的な治療は行われていない。

平成〇年〇月〇日の被災者の身体状況について、請求人の聴取で自立歩行によりトイレに行き、食事も自ら摂ることができ、入浴も自力で行っていたと述べている。

主治医は意見書において、亡くなる2か月前より、被災者は、日常生活は健常者に比して遅いが年相応に自立できる状況であったと記述していて、療養していた石綿ばく露が原因による原発性肺がんと死亡原因の溺水との間に相当因果関係を認める診断をしていない。

(3) 被災者の身体状況について

被災者は平成〇年〇月に直腸がんの手術を行い、人工肛門を増設している。平成〇年〇月には脳梗塞を発症しているが、その傷病も再発は認められていない。

診断書及び回答書において、日常生活の状況に対する記載において、その原因は高齢によるもの等であり、肺がんを原因とは認めていないが、食事、用便、精神能力及び言語能力に支障を認めている。

(4) 結論

以上のとおり、被災者が罹患した石綿ばく露が原因による原発性肺がんと死亡原因の溺水との間に相当因果関係を認める医学所見がないものであり、本件死亡は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対して行なった遺族補償年金及び葬祭料を支給しないとした処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。